

社会福祉法人春光学園後援会規約

(名称)

第1条 本会は、「社会福祉法人春光学園後援会」（以下、「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会の目的は、社会福祉法人春光学園（以下、「法人」という。）が行う児童養護施設春光学園と三和こども園が行う事業を後援し、児童福祉の発展に寄与する。

(事業)

第3条 後援会は、次の事業を行う。

- 1 後援会の会員を募り、会費を徴収して、後援するための財源を確保する。
- 2 後援会の活動と法人が行う事業の概況を周知するため、後援会の会報を年3回発行する。

(会員)

第4条 後援会の会員は、次のとおりとする。

- 1 後援会の目的に賛同する個人会員及び法人会員をもって構成する。
- 2 後援会の目的に賛同し、年会費にかわり法人に対する寄付を行った者については、会員と認める。
- 3 会費を3年以上未納の会員は、退会したものとみなす。

(会費)

第5条 会費は、次のとおりとする。

- 1 個人会員の年会費は1口3千円（何口でも可）とする。
- 2 法人会員の年会費は1口1万円（何口でも可）とする。
- 3 会費の一部を社会福祉法人春光学園・春光基金（以下、「春光基金」という。）に寄付する。

(相談役)

第6条 後援会は、会の円滑な運営に関して助言等を得るため、若干名の相談役をおくことができる。

(役員)

第7条 後援会は、次の役員をおく。

- | | | |
|---|------|-----|
| 1 | 相談役 | 若干名 |
| 2 | 顧問 | 1名 |
| 3 | 会長 | 1名 |
| 4 | 副会長 | 若干名 |
| 5 | 会計 | 1名 |
| 6 | 幹事 | 若干名 |
| 7 | 会計監査 | 2名 |

(会長の委嘱)

第8条 会長は、社会福祉法人春光学園理事長が委嘱する。

(役員の選任)

第9条 役員は、会長が選任する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会等)

第11条 役員会は、第7条の役員をもって構成し、運営は次による。

- 1 会長は、必要に応じて、会長、副会長及び会計による三役会議を招集して、後援会が行う事業の推進及び春光基金の用途について協議する。
- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集して、後援会が行う事業の推進について協議する。
- 3 会長は、三役会議及び役員会の開催にあたり、必要に応じて、理事長等の法人役員の出席を求めることができる。

(会計)

第12条 後援会の会計は、次による。

- 1 後援会の活動に必要な財源は、会費収入によりまかなう。
- 2 後援会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 3 事業及び会計報告については、会報により行う。

(事務局)

第13条 後援会の事務局は、児童養護施設春光学園（神奈川県横須賀市小矢部2丁目14番1号）にある法人本部に置く。

附 則

この規約は、平成 2 4 年 9 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 2 8 日から施行する。